

3. 模倣品問題への対応

(1) 模倣品被害と産業界における取組の現状

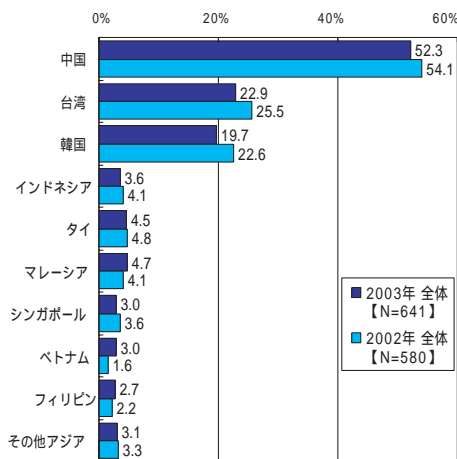
近年、海外における模倣品による被害が深刻化している。特に、中国、台湾、韓国を始めとする東アジア地域においては、産業技術が発展するとともに、知的財産権が十分に保護されていないこと等により、商標権や意匠権にとどまらず特許権が侵害される事例も増えている。また、経済のグローバル化に伴い、東アジア地域で製造された模倣品が輸出されてアジア全域や欧米等にまで流通し、中には我が国に逆流する場合もある等、模倣品による被害は大きな広がりを見せている。

模倣品の氾濫は、我が国企業にとり、海外における販売市場の喪失、消費者に対するブランド・イメージの低下、製造物責任を巡るトラブルの増加等の悪影響をもたらすものであるため、海外における事業活動に従事する上で、積極的に模倣品対策を講じる必要がある。

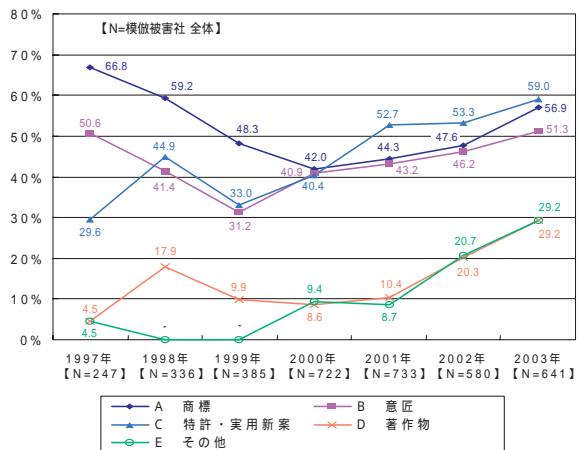
最近では、精力的な調査活動により模倣品の製造業者や流通ルートを特定した上で、現地取締機関に取締りを要請する等、模倣品対策に積極的に取り組む企業・業界も増えてきている。しかしながら、こうした取組には粘り強い努力が必要であり、人的・資金的制約の中で十分な対応ができていない場合も多い。また、個々の企業・業界単位による対応では現地政府・取締機関に対する交渉力に限界があることも否めない。

このような状況を踏まえ、業種横断的な産業界の連携を推進し、我が国政府と一体となって模倣品対策を強化するため、2002年4月に「国際知的財産保護フォーラム¹」が設立され、「侵害国政府への模倣品対策強化要請」、「情報交換・調査研究」、「侵害国政府に対する人材育成協力」といったプロジェクトを実施している。

【表1. アジアにおける模倣品の製造国】(複数回答)



【表2. 模倣被害の態様の推移】(複数回答)



(資料)表1、2ともに「2004年度模倣被害調査報告書」

○2003年度、模倣被害を受けた企業数641社中、52.3%の企業が中国で模倣品が製造されたと回答(複数回答有り)。

1 2002年4月に発足。(座長:宗国旨英 本田技研工業株式会社 特別顧問)。2005年5月現在170の企業・団体(79団体、91企業)が参加。

2003年度、模倣被害を受けた企業のうち、過半数の企業が特許権・実用新案権（59.0%）、商標権（56.9%）、意匠権（51.3%）の被害をあげた。推移をみると、2001年度以降、いずれの態様も被害率が上昇している。（表2）

（2）模倣品問題に対する特許庁の取組

海外での模倣品問題の深刻化を踏まえ、特許庁においても様々な対策を講じている。

情報収集・提供

海外における我が国企業の被害状況を把握するため、毎年、アンケートを実施し、その結果を「模倣被害調査報告書」として公表している¹。また、模倣被害の多発する国・地域における対策方法に関する有益な情報をとりまとめた「模倣対策マニュアル²」や知的財産権侵害事例・判例を収集して解説を加えた「知的財産権侵害事例・判例集³」を作成するとともに、国内外の日系企業を対象としたセミナーを開催し、模倣品対策に必要な情報を提供している。

相談対応

模倣品（産業財産権侵害）に関する個別の相談に対応し、模倣品対策に必要なノウハウの提供に努めている。

産業界との連携

国際知的財産保護フォーラム（（1）参照）との連携を強化することにより、産業界の取組に対する支援を行っている。

相手国政府への働きかけ

中国、韓国、台湾等模倣被害の深刻な国・地域に対しては、特許庁長官会合、ハイレベル経済協議等の二国間協議の場を通じて、相手国政府へ模倣品対策の強化を要請している。また、WTOのTRIPS理事会、WIPOエンフォースメント諮問委員会、APEC等の多国間協議の場においても、模倣品対策強化の重要性を訴えかけている。

特に、中国の中央政府及び地方政府に対しては、国際知的財産保護フォーラムと政府が連携して官民合同ミッションをこれまで3回派遣し、模倣品対策強化等の要請を行っている。第3回目の官民合同訪中ミッションでは、法整備・運用の改善といった要請に加え、取締りをより実効的・効率的にするために真贋鑑定セミナーや技術研修の実施等、協力の申し入れを行った。

相手国政府に対する支援

模倣品被害の深刻な国・地域における取締りの実効性向上を図り、現地の税関、警察、裁判所職員等の関係機関の人材育成を支援している。毎年、アジア各国の取締機関職員を研修生として日本に招聘するとともに、現地においてセミナーを開催している。

国内取締機関との連携・水際対策の強化

国内での模倣品製造・流通を防ぐため、我が国の税関や警察からの侵害事件に関する照会に対応する等、取締りに協力している。

特に水際対策の強化としては、2003年4月に関税定率法の改正を行い、商標権侵害物品に加え特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する物品を輸入差止申立制度の対象とするほか、権

¹ 模倣被害の実態 <http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jittai/jittai.htm>

² 模倣対策マニュアル <http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/manual.htm>

³ 知的財産権侵害事例・判例集 <http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jirei/jirei.htm>

利者の求めによる税関長から特許庁長官への意見照会制度を設けた。また、2004年4月同法改正では、侵害認定手続きの迅速化・適正化を目的に、認定手續開始時に権利者及び輸入者双方に対しその氏名及び住所等を通知する制度を、2005年4月同法改正では、外観のみから侵害を判断することが困難な特許権侵害品等を考慮し、新たに認定手續がとられた物品について見本検査（分解を含む）を可能とする制度を設けた。

東アジア地域から模倣品が流入する事例が絶えないことから、今後とも、このような連携を強化することが重要となっている。

消費者等に対する啓発活動

小冊子やインターネット・コンテンツを製作・頒布することにより、善意の消費者の被害を防ぐために模倣品流通の実態について周知するとともに、故意による模倣品購入を防ぐために知的財産権保護の重要性を訴えている。また、『模倣品撲滅キャンペーン』として、ポスターやテレビCMなどを通じた啓発活動を行なっている。



模倣品に関する一般消費者向け冊子



「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」
ポスター&テレビ・スポットCM



模倣品流通防止啓発用インターネット・コンテンツ
「FAKE TOWN」

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/kanren/1403-069.htm>

「ネットオークションにおけるニセモノ撃退マニュアル」

http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/kanren/gekitai_top.htm

(3) 模倣品問題等に関する「日・EU・中国共同セミナー」への参加

平成16年6月の日EU定期首脳協議で「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアチブ」が合意され、平成16年10月に中国における模倣品・海賊版問題の現状と被害状況、今後の対策について協議することを目的として、北京で「日・EU・中国共同セミナー」が開催された。

このセミナーでは、日本とEUが最も多く被害を被っている分野の一つである工業デザインについてシンポジウム、パネルディスカッションが行われ、我が国からはJPOの他、産業界からも参加し工業デザインに関する我が国の模倣品問題の現状とその保護及び不公正取引に焦点を当てて提言を行った。